

VI 藩政時代の農民生活

一、加賀藩の農政

イ、改作法以前の農政

藩の農政と改作法〔416〕

天正一三年「一五八五」以来、越中の大半が前田氏の支配下になったが、慶長「一六〇〇ごろ」までの初代利家、二代利長の時代は戦国の余習が残り、加賀藩の特徴はまだあらわれていなかった。

慶長一〇年「一六〇五」六月、三代利常が継ぐころには社会も安定し、制度・法令を整備して新しい体制が確立した。農政も加賀藩政治の中核として運用され、これを「改作法」と名付けている。

検地と年貢の賦課〔416〕

文禄以来、各地で豊臣秀吉の太閤検地が行われたが、越中には及んでいなかった。その秀吉の先鋒として越中平定に功があつた前田氏に新領地として与えられると、漸次検地をして収税の基礎を確立した。

加賀藩の検地は天正一一年「一五八三」からで、元和六年「一六二〇」に完成した。土地の丈量・斗代（生産力を示す草高決定）が行われた。これは石盛といい、越中四郡（射水・砺波・婦負・新川）は一反三六〇歩に一石五斗の盛であつた。こうして村々の草高を決定し、それに免相（税率）をかけて租米額が決定された。この租米に口米（付加税）と夫銀（農民の労力徴発に代えた税・春秋夫銀）を加えたものが正租（原則物納）であり、この他雑税（銀納）として小物成や鋤役米を徴収していた。

年貢の徴収〔417〕

年貢の公平な賦課は容易なことではなかった。藩はこれを調整するため寛永八年「一六三一」三月、

五八カ条の定書^{さだめがき}を公布した。しかし、これは不公平の調整と叫ぶ農民の負担増加となった。つまり、藩は年貢率をあげて収入増加を図ったことになる。

かえって未納者や農業を捨てて逃散^{ちようさん}（鉱山労働者・奉公人など）する農民が増加すると逆効果となる。このため、同時に未納者に対する厳重な措置も定めた。

元和一〇年「一六二四」と寛永八年「一六三一」の定書によると、未納百姓は一年を限度に給人のために働いて給料で返却する。また、未納米には年四割という恐ろしい高利を徴収した。

走百姓の禁〔418〕

戦国時代から村は戦場となり、徴兵^{ひようへい}や兵糧米^{ひようろうまい}賦課などで農民が土地を捨てて逃散^{ちようさん}する者が多かった。田地の荒廃と生産減退を防いで、農民を土地に安定させる必要があった。このため、いわゆる走百姓^{はしりびやくしやう}に対して慶長以来しばしば禁止している。慶長六年「一六〇一」に召抱^{めしかか}えた宿主を処罰すると同時に村に対する処罰を規定したのを始めとして、次第に禁令・罰則が強化された。

慶長二〇年「一六一五」には、走百姓を村内に入れないよう命じ、背いた代官給人は改易^{かいえき}、宿主は死罪。逆に訴えて出た者への褒美などを定めた。寛永五年「一六二八」には走百姓と宿主ともに死罪と定め、寛永八年「一六三一」には逃げた農民の跡田^{あとだ}は村内の者に永代耕作権を与えた。

口、改作法と田地割

改作法施行の理由〔419〕

改作法を施行した藩主利常は、「青葉^{あざは}の御印^{ごいん}」⁽¹⁾でいっているように、藩財源の確保のための年貢完納^{たんぜいりやく}、農民の担税力^{たんぜいりよく}強化のために農民の意欲向上を説いている。

藩政初期の年貢収納は不安定であり、連動して藩財政や家臣の生計も影響され、計画的予算による実行は不可能だった。農民にとっても凶作豊作にかかわらず、給人^{きゅうにん}が予定量（一歩刈^{いちぶ}りして収穫量を算定^{さんてい}、年貢を決定）の収納を強行するため、威圧・恫喝^{どうかつ}もはなはだしく、逃亡する者も多かった。

利常はこの状態を改革するため、新しい農政（改作法）の確立を非常な熱意で施行したのである。

(1) 青葉の御印
「但百姓少も氣つまり無之、ゆるやかにうき立、油断不仕候様二可仕候
一皆済さへいたし候へば、それをよきと計心得候事悪敷候。皆済もいたし……百姓つよく成立候様にとの事に候間、其段常々心にわすれ候ましき者也」

改作法の施行〔420〕

利常は慶安元年「一六四八」領内の検地によって相当の増高数を得たので、同三年「一六五〇」石川郡一四か村を、翌四年には加賀白山下三一か村について営農管理を行った。結果、年貢収納と農民経済ともに上々の首尾であり、自信を得た。順次加越能において三〇〇五〇村と地域的に区分しながら改作を行った。

越中へは山本清三郎を派遣し、農民をとり立てて改作に協力させた。明暦三年「一六五七」までに加賀藩一帯に施行されたが、砺波郡には慶安四年「一六五一」から明暦元年「一六五五」までに漸次施行された。

改作法の内容〔420〕

承応二年「一六五三」六月、りちぎ（真面目）百姓と大ちやく（不真面目）百姓の区分を明確にし、年貢納入について御扶持人に指示を与え、翌三年には砺波郡の十村に農民の借物禁止と藩からの貸出しを命じた。

明暦二年「一六五六」、藩は年貢の割符状である村御印を改訂した。この村御印は一村の草高を記し、その高に対する年貢米の税率（免）、夫銀、口米など租税上の義務を明確にしたものである。藩は改作法開始と同時に漸次村々に下したが、明暦二年に一斉に手上免して年貢を増徴し、寛文一〇年「一六七〇」九月七日付で加越能三州一統に改定した。

しかし、明暦二年の手上免は藩の増収だけでなく、凶作時の救米や食米貸与、年貢減免も定めたので、その準備の意味もあった。

農政の組織〔421〕

改作法は綿密に計画されたもので、農政実行組織が必要であった。このため寛文元年「一六六一」改作奉行四名を任命して法解釈や適用を統一した。これで給人と農民の年貢直接収受が廃止され、改作奉行之計画を郡奉行と十村が実行することになった。

これにより郡奉行の権限は縮小されたが、改作関係以外の農民に対する取締まりは行ったので、依然

として怖い存在であった。両奉行を兼務または分離した変遷へんせんもあった。

農民の身分で農政に参画した村役人（御扶持人・十村・山廻・新田才許・村肝煎・組合頭など）がある。

十村は慶長七・八年までは所の長おきな百姓が任にあたったが、慶長九年「一六〇四」能登奥郡に藩から派遣して勤めさせることになった。およそ一〇か村を支配したところから名付けられたという。その任務は元禄六年「一六九三」の誓詞に詳しく、藩と農民の中間にいて、農民代表として両者に対する責任を有していた。

各村々には村肝煎きんいりと組合頭がしりがいて、十村の指揮で村行政や年貢賦課徴収にあたった。

なお、御扶持人は改作法実施に伴って十村の上におかれたが、農民代表に権限を付与して改作法が農民の納得ずくで行われるようにするためであった。

田地割制度の起源〔423〕

田地割制度は寛永一九年「一六四二」から正保ごろ「一六四四ごろ」までに、一村の地味ちみに善しあしでんちわりが伴い農民の持高もちだか当たりの負担不均衡を是正するために、個人持高を変えずに一定年限毎にその耕地を割換わりかえる、加賀藩農政の特徴的の制度である。

この制度の誘因は、富山藩と大聖寺藩の分離による知行地の変動もあるが、一村内の耕作条件や租税負担などで農民の利害関係に混乱が生じたためであろう。

加賀藩では、藩の所有地である耕地を、農民は使用収益する権利（所有権はなかった）を持っていただけであり、しかも年貢納入は一村全体の責任とされていた。藩としては個々の農民負担を平均にして、農民の総力が最大限土地に投入できるように、個人の持地を時々割り換えることで目的達成を図った。

田地割の実施〔424〕

藩は田地割を村々の自治に任せて干渉を避けた。これは農民相互の納得によってこそ負担の公平が期待できると考えたからである。制度が一般化した正保「一六四四ごろ」以後は、二〇年に一回割換えず

る原則規定があつたが、必ずしも厳守されなかつた。

田地割は村から藩に願ひ出て、許可を得て一村単位で実施される。田畠・屋敷に竿（さお測量）を入れて歩数調査をし、合盛（あいらり）をくじ引きによつて分配した。最後に竿あげと称して一同列席のうゑ田地割完了を宣言し、改作奉行に文書で報告した。この制度により耕作や年貢が村全体の共同責任であることがいよいよ明確になつた。

なお、幕末ごろになると除外地が多くなつて有名無実となる傾向があつた。長年の耕作地に対する農民の愛着心の結果であらう。

ハ、改作法の修正

切高仕法の公布〔425〕

切高仕法（きりだかしほう）は元禄六年〔一六九三〕公布の、農民が年貢完納のために一定手続を経て土地売却を公認したものである。農民の土地売買は幕府も禁止しており、加賀藩でも同様であつた。これを許すと一部の豪農や大商人に土地が買い集められ、自作農維持が困難になると考えられたのである。

この政策転換は、藩財政が延宝ごろ〔一六七五ごろ〕から困難になり元禄五、六ごろ〔一六九二ごろ〕には赤字となり、毎年借金でやりくりする窮状（きふじょう）であつたことと、さらに同年は凶作であり、厳しい年貢増徴（ぞうちよう）によつて農民生活が困窮していたことなどがある。切高仕法は年貢確保と、耕作能力のある者に土地を持たせるところにあつたのである。

土地政策の変遷〔426〕

切高仕法の施行によつて急激な勢いで土地集中が起つた。土地を買い集めた階層は商人と豪農であり、土地は次第に都市町人に移り、貨幣経済の波が村々に広まつた。

藩も放置したわけではなく、寛政一一年〔一七九九〕には高方仕法（自作農が全部手放して完全小作への転落を防止するため、必ず二升高を残させた）を公布し、取締りを厳重にしたが、実効は少なかつた。天保年間〔一八三〇〕一八四四〕になると、二升高だけをもつ名目的自作農（じさくのう）が増加し、実質は小作人（こさくじん）

が多くなった。

天保の飢饉は越中の農民にも大被害を与えた。次第に土地を失っていた弱小農民の負債が増大し、天保八・九年「一八三七・一八三八」に高方仕法（天保の徳政令）を公布した。

この改革は不正手続きによる土地売買を過去に遡^{さかのぼ}って無効としてもとの持主に返還させ、他村の懸作^{かけさく}地も自村へ買い戻させる政策だった。これは弱小自作農を救済して健全営農を目標としたが、結果的に藩の意図とは反対の結果となってしまった。

なお、この徳政^{とくせい}で、寺社や町人からとりあげた土地を縮高^{ちぢみだか}といい、これから得た収入米を用水費に充当した。慶応二年「一八六六」には幕末の動乱によって藩は自信喪失し、明治二年「一八六九」五月には藩士や町人の土地買入れを許可するなど、改作法は全面的に崩壊した。

一、農民の経済的負担

村 御 印 [428]

農民負担の最大のものは年貢米と小物成^{こものなり}であった。年貢米は田畑に賦課して玄米で納め、小物成はその地方の産業に賦課して銀納が原則であった。

藩は村々に、年貢米と小物成を記した年貢割符^{わりかじょう}状を下付して、年々の租税を納めさせた。この割符状を村御印^{むらごいん}という。

⁽²⁾ 村御印は寛文一〇年「一六七〇」一〇月七日付のものが残っている。

村落に残る村御印 [428]

草高^{くさだか}は三六〇歩一段に一石五斗の盛をかけたもの。免^{めん}は年貢率。口米^{くちまい}・夫銀^{ふぎん}といった附加税は定納額に応じて課したものである。

小物成には蠟役・山役が見られる。山林の利用が唯一の農外稼ぎだったのだろう。牛役が見られる上見や瀬戸には牛方業^{しぎしやうまい}がいたことを示す。また各村とも敷借米^{しきせいまい}の利息を免除する旨を記している。なお改

⁽²⁾ 村御印

越中砺波郡北野三ヶ村物成之事

壹ヶ村草高 内式百八石明暦式年出分高

一、三千四百九石……

一、四拾七石 北野三ヶ新村分

（以下省略）

他、養谷・瀬戸・上見・西明・野田の村御

印略

寛文十年九月

北野三ヶ村・百姓中

作法施行にあたり、明暦二年「一六五六」にこれまでの數借米をいっさい免除した。

年貢の納入〔435〕

年貢米は數回に分けて納入された。分納は刈入・調整・運搬などの労力面からも便宜であり、藩でも蔵の混雑や上方へ廻来する時間稼ぎになった。納入は八月から始まり十二月二〇日に終わった。この間、村肝煎は十村に対して毎月の納米高を報告した。

城端近村の場合は御蔵（城端）と町人蔵宿へ、藩や給人の指示によって納入した。

年貢を完納するとその村に対して領収状が与えられ、これを皆済状といった。

蔵 納〔435〕

年貢米を納める時は代官や手代の検査をうけた。その際に代官などの不正があつたようで、享保一年「一七二六」の藩・算用場からの嚴重注意がある。これによると、米を量る時にわざと米をこぼして自分のものにしてている。農民が不満を述べると難癖をつけて納入を遅らす。蔵宿と結託して検査を遅らせて農民の滞在を延ばす。など農民の負担は大きかった。

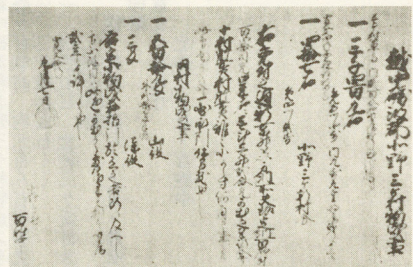
その他の被害に、蔵納めの時に手伝人（蔵す々め）を収納に立ち合わせて手間賃（本来は代官・蔵宿負担）をとる習慣まであつたので、享保一四年「一七二九」藩は収納の立会いには代官や蔵宿自身が出るように命じ、不正嚴禁の触を出した。

農民の持高の変遷〔436〕

一村の納めるべき年貢諸役が判明しても、個々の農民持高史料が少ないので各村農民の生活レベルを推定することは困難だ。

ただ北野については、「御高品々帳」（寛政元年「一七八九」）と「高免品々帳」（文久二年「一八六二」）が残っているので若干の変遷を見てみる。

両年代の持高を比較すると、総農家二四三戸のうち五〇石以上の大高持一九戸、一石以下の水吞百姓一一七戸であつたものが、この大小両極端が減少して中堅自作農が非常に伸びている。また、懸作について一〇六石をもっていた与五兵衛（三清村）が姿を消しているなど、激減し、顔ぶれも変化してい



北野村々御印（長谷川寛太郎蔵）

る。

これによって農村の経済情勢の変化と大高持の高解放^{たかかたけ}によって、小作農が名実ともに自作農化する過程がみられる。

三、山林の利用と山争い

藩の七木取締りと山廻役〔438〕

藩が元和二年〔一六一六〕能登国郷に出した、売買目的の六木伐採禁止^{ばつさい}の定書^{さだめがき}が林政最初の法令であり、寛文三年〔一六六三〕に藩御用以外の伐採禁止を領内全般に公布した。

①藩御用の場合は奉行から農民に代金支払、②栗は百姓支配として農民収入の一助に、③藩有林の管理を農民に任せ、下刈り枝葉は農民に、など濫伐防止^{らんぱつぼうし}政策を展開した。

この法令によると山林取締りは四人の改作奉行の責任とし、山廻役^{やまのりやく}制度を定めた。奥山一带は御林山という藩有林に巨木が繁茂^{はんも}して広がっていたが、村に近い百姓持山でも御預け山として取締りの対象になっていた。

山廻役は後に農民から選任され、十村^{とむら}に匹敵する地位と考えられ、七木取締りに權威を持たせた。

農民が七木を伐採し使用する際の手続きは煩雑^{はんざつ}であったため、雑木伐採に名を借りた七木伐採もあつたらしく、薪木^{たきぎ}伐出の際にも山廻役が内見して搬出させた。この禁を犯した罪は重く、本人は禁牢、一村の一作の年貢が一分増徴された。

この七木保護政策は森林保護と濫伐防止の効果はあったが、反面、農民は自己所有山林の処分や換金が不自由なことから植林意欲を失った。^③明治三年〔一八七〇〕九月、この七木取締りと山廻役を廃止して農民持山林を自由化した。その上藩有林^{はんゆうりん}も入札によって払い下げた。

百姓持山の利用形態〔441〕

百姓持山^{もちやま}は主として七木以外の雑木を繁茂させて、自家の薪^{まき}や炭に、葉などは肥料に利用していた。

(3) 百姓共反而解怠茂相厭候姿茂有之、生育方度不宜と奉存候

所有形態は、多くの場合一村または数村入会山⁽⁴⁾であつた。入会山の場合は山割りをして各家の使用区域を定めた。「北野伊藤家文書」に、元禄一五年「二七〇二」と享保一〇年「一七二五」の西明村の山割文書が残っている。これによると村人の持高に応じて分割利用していた。「大鋸屋区有文書」に弘化二年「一八四五」の西明と同様の山割文書がある。この慣習は田地割と同様に山林の生産力を最大に発生する目的であり、持高に応じて割つたのは山林が肥料供給源だつたことを示す。

数村入会山の場合の利用形態は複雑で、利害が輻輳^{ふくそう}し山争いの原因ともなつた。「北野区有文書」の宝永四年「二七〇七」北野村所有山林の報告書がよく示している。

山 争 い [446]

山林の利用度が高まるに従つて農民はその確保に努めた。特に村に近い里山^{しやま}の専用権が隣村同志の山争いの原因である。北野三か村と西明・細野・蓑谷村は、広い地域に入会山を持ち共同で使用収益^{やまあつち}していた。

「北野区有文書」に慶長八年「一六〇三」次郎丸と西明村の山争いがあり、和解・境界が確定している。その後再燃し、長楽寺村等が元和六年「一六二〇」奉行に西明の不法を訴出^{うったへだて}ている。この紛争は落まで持ち込まれ、「同文書」には同年の裁定書があつて、従来の証文^{しょうもん}を確認している。

同じころに次郎丸と細野村の山争いもあり、慶長八年「一六〇三」奉行裁定によつて和解している。しかし元和五年「一六一九」に再燃した。「北野区有文書」に同年の訴状があり、使用地域の確認をしている。

吉松と細野村も同様の紛争を繰り返しており、同年の「同文書」に訴状がある。いずれも山奉行に対して細野村の不法行為を訴えている。

かくしてこの三か村の山争いは数十年間継続した。この間の史料はないので経過は不明である。「同文書」に承応二年「一六五三」の協定成立の連判状^{れんはんしやう}が残る。これによると、この三か村は北野と蓑谷村の山争いに際して一致して北野村を支持し、訴訟費用の分担割合を決めているところから、解決が推定される。

(4) 北野伊藤家文書

山割納得状之事
一、私共在所持林分持高二応シ持来申所ニ、
明暦元年二山割仕、其後四拾ケ年余山割不仕
候ニ付……
西明村・豊右衛門

元禄十五年

(5) 北野伊藤家文書

(6) 大鋸屋区有文書

山割定書之事

(7) 北野区有文書

御尋ニ付申上候

(8) 北野区有文書

次郎丸村西名村山之出入ニ付而申宅之事
一、里山前々之持分さかい之事者、二郎丸村分者おたに谷之河を境に北者二郎丸村分、又……
一、かり草之儀者野毛を西名村より仕可申候事。
一、むやしの土とり申事も野毛之内ヲ……
西名村・源覚、百姓中

慶長八年十月

(9) 北野区有文書

乍恐言上

一、私等持分山之儀去年細野村百姓衆何かと申度ままの儀……
一、如此之上者……村之百姓五人をあつめ我等之者をきせ引すりおいたて、其上かまを六丁とり被申何とも……
吉松村 作右衛門

元和五年

(10) 北野区有文書

相立申連判書付之事
一、我々山細野宗山之内、蓑谷北野両村より山さかい取可申上、出入令懸申候ニ付……
一、山之内八ヶ所之御新聞御印細野村付二頂戴仕申候。此……
細野村・長右衛門

承応二年

蓑谷・北野両村の山争い〔454〕

城端最大の山争いは蓑谷と北野村の争いであり、天正から明治まで三〇〇年にわたって断続して起こった。

藩はいったん蓑谷の主張を容れて、北野の山出入りを禁止したが、採草地を失った北野村の逃散百姓が頻発したところから、「北野区有文書」によると天正一七年「二五八九」今石動城主名で、北野の山出入りを許可した。

しかし、蓑谷村は承服せず、「蓑谷区有文書」によると同年に藩からの裁定書を獲得しており、北野村は再びこの山利用を禁止された。

寛文年間になって蓑谷・北野村の紛争は激烈となった。「蓑谷区有文書」に寛文六年「一六六六」の覚書（三通）など、自村に有利な証拠収集をしていることなどから、このころから両村間に紛争が続いたことが知れる。

一方、北野・細野・西明村は蓑谷の言い分に反発し、「北野伊藤家文書」によると寛文六年に蓑谷の不法刈荒し行為であると主張している。これは寛文九年「一六六九」まで続いた。

紛争の中核は蓑谷と北野の両村であったが、他の村にも強く影響し、十村役が解決にのりだす。

「北野伊藤家文書」に寛文九年「一六六九」の和解文書がある。近隣一村の村役人が十村役の命によつて調停し、両村が山を分割する和解で、これで一応の終止符をうった。

明治初年「一八六八」の地券交付に際して、問題の山の所有権をめぐつて両村の紛争が再燃した。

「北野区有文書」によると明治六年「一八七三」新川県租税掛の調停で分割所有の和談成立し示談書が作成された。この示談書は蓑谷の不満が強く、県と談判して破棄したので、明治七年七月北野は共有地確認を求めて金沢裁判所へ提訴した。判決は北野村勝訴。これを不服として蓑谷村が大阪上等裁判所へ控訴し、原判決をくつがえして蓑谷村の所有を決定した。

西明・細野・吉松村と長楽寺・次郎丸村との山争い〔461〕

この一帯の山の権利関係は極めて錯綜していた。宝永六年「一七〇九」六月、西明・細野・吉松村

（11）北野区有文書

蓑谷村其在所山之出入最前開届雖申付、彼山へ不立入之故在所之迷惑、……蓑谷山へ可立入事聊以異議有間敷候。即此旨蓑谷村へ申遣候也。

利秀

天正十七年

北野村・惣在所中

（12）蓑谷区有文書

蓑谷村北野村と山之出入依有之双方申分不相果故、互二しんさい二および候処、……向後ハ其村之山へ北野より入候事有間敷候。以来証期如此候。仍如件。

又二郎

天正十七年

蓑谷村・百姓中

（13）北野伊藤家文書

私共山境出入仕ルニ付……堺目其外品々定書之事
一、志ゆうせん谷川切登り、大平と所々夫々……
一、山畑之儀跡々之作尻互二……向後改作仕
答二私共納得仕申候間……
一、山境互二刈込申候ハハ吾人ニ付銀五匁宛過銀取遣可仕事。

蓑谷・北野村肝煎

寛文九年

細野・西明・二郎丸宛

（14）北野区有文書

山分ケノ示談定書
一、山歩数八拾八万九千九百九拾六歩 内三拾六万七千五拾七歩 北野村
五拾貳万貳千八百三拾六歩 蓑谷

蓑谷・北野村戸長

明治六年十二月

区長・石崎彦三郎殿

と、長樂寺・次郎丸の間に山争いが起こった。

入会山と持山もちやまの論争であったが、「北野区有文書」にこの紛争における西明など三か村側の反駁書はんぎやくしょがある。

四、新田の開発

新田の開発

幾つかの新開「465」

用水技術の進歩と生産増強の要因から、江戸時代に入って開発された水田を新田しんでんという。

藩役人や十村が計画して藩費で開発する大規模なものと、村が立案して藩の許可を得て農民自身が開発した小規模な新田があった。藩は年貢減免（二年間免除・二年間半額・四年目から本税）などでこれを奨励している。

開発手続関係の文書が二・三例ある。「北野区有文書」に元和三年「一六一七」有房村ありふさでの新開願出しんかいねがいでへの許可がある。「蓑谷区有文書」に寛永十一年「一六三四」の、「北野区有文書」に延宝六年「一六七八」改作奉行への願書があり、同許可状が「盛新区有文書」にあつて盛新村という村立てが行われた。

「野田区有文書」には元禄十二年「一六九九」野田新村の許可状がある。

新開の結果「469」

「北野区有文書」によつてこの地区の新開しんかいがわかる。開発は寛文・元禄ごろに盛んであつて、およそ享保末「一七三五ごろ」の結果が「記されている」。

また、「同・文書」では天保末ごろ「一八四〇ごろ」の記録も「記載されている」これによると年の経過とともに草高くさたかを増やしている。

なお、村によつて大量の草高を一時に減じているところがあり、理由は明確でないが、村の草高が実

(15) 北野区有文書
官林格原由御届

私共村々入合山之内杉ノ木生立之地所御座候所、……下草柴ハ村方百姓勝手ニ刈取候様相願候処、願之通旧藩ニ於テ開届有之二付、杉木ハ官有下草柴等土地者民有ニ御座候。依テ土地税金ハ村方山持人ニテ相納……

蓑谷・北野村戸長

明治七年七月

権令・山田秀典殿

(16) 北野区有文書
越中利波郡有房村之内ニ新村を相立野開可仕之旨上通尤候。御納所方之儀……諸役可為御免許者也。

横山山城守 長知（判）

元和三年

有房・信末・横越村

情に合わないため実質が伴わず、年貢納入にも支障があつたためであらう。このような場合は検地を行つてゐるが、このような引高が出る場合もあつたのである。

引免の村々〔476〕

新開などで生産力増強があつた反面、災害などで生産が減退し、年貢率を一時的に引き下げられる場合もあつた。

「北野区有文書」によつて延宝元年「一六七三」各村々の引免が〈記録されている〉。この引免は一時的なものであり、生産力が回復すればもとの免に引きなおされた。

引免の理由は、山田野出と大宮野開は新開村であり力が弱いため。正谷・塔尾・野口・上見・中尾村は山田川の氾濫による減退。瀬戸村の場合は村民の難渋救済の意味での引免であつた。

城端畠方の水田化〔478〕

新町、野下の南方に畑方（城端畠方）一帯が広がつてゐた。この畠方は城端本町の各家々に割り付けられて年貢米を納めていた。

〔川合文書〕に安政二年「一八五五」この地域に水を引いて水田化する計画が立てられ、費用三貫目の借用願書がある。しかし、計画は水量や高低から期待どおりの開田が不可能であり、安政四年大鋸屋村に堤を設ける計画に変更した。さらに新泉沢村に一堤増設計画を立て、〔折橋家文書（大門町）〕には安政五年その堤と水路の契約書がある。

しかし、開田が進んだものの米の増産は不振であり、文久二年「一八六二」奉行宛願書のように年貢米の納入に苦しんでいた。元治元年、城端畠方全部の開田を断念し、半分だけにする計画変更を願ひ出ている。〔同家文書〕には、翌慶応元年「一八六五」の藩における測量調査結果の覚書がある。

用水工事の進捗〔483〕

〔長尾家文書（福光町縄蔵）〕によれば、寛文一二年「一六七二」小矢部川上流から山田野まで二里余りの用水工事の荒堀を完成し、改作奉行に報告している。これによつて工事の進捗と入植計画の具体化がわかる。

〔17〕川合文書

城端畠方の義ハ定免六ツ八歩ニ而近郷ニ無比類高免ニ……右畑地之内シミ出シ水を集溜水いたし少々田地ニ為開作付致候処、右田形之処ハ可也年貢米……右普請入用銀用水打銀之内を以願之通早速御開届有之様致度候……前田監物⑩

安政二年

御算用場

〔18〕折橋家文書

新泉沢村領之内畠地城端畠方堤地等ニ致請地年貢米方等以後相定申ケ条之事
一、城端畠方之内……
一、堤地面請地場所等ニおゐて変死人等……
一、右堤出口江筋之義落水而……城端耕作肝煎

安政五年五月

新泉沢村肝煎殿

〔19〕長尾家文書

乍恐申上候

一、用水通江堀川口より山田新村迄、有増掘立申候。江筋橋懸樋貫樋も当月中ニ出来可仕かと奉存候。……
一、原川用水之儀、千福新村古江通川口悪敷、其上江間……（省略）
市右衛門・加兵衛

寛文十二年十二月十八日

御改作御奉行様

藩はこの新聞に大きな期待をし、十村^{とむら}に完成を急ぐように命じた。「同家文書」⁽²⁰⁾に寛文一三年の報告書があり、この年の作付けに間に合うよう誓っている。入植農民^{にゅうしよく}については新村五く六か村を予定し、頭百姓^{かしら}一人に下百姓一〇人で構成する予定だった。

なお、新聞に要する費用は全額藩費で賄われ、例として「同家文書」に寛文一三年の御算用場からの支払書が残っている。

入植農民の選定〔487〕

入植農民の選定は十村において行われた。その地域は小矢部と山田川沿岸を主として南砺一帯に亘った。資格は戸主と相続人を除いた二・三男に限られていた。

「長尾家文書」⁽²¹⁾より寛文一三年「一六七三」の入植予定者の報告を記載する。この報告では頭百姓五人、下百姓六六人を選んでゐる。大西村十村組から二三人、三清十村組から一九人が入植し、山田新村から二四人が新聞に参加することになっていた。年齢は二〇代が最も多く、四〇歳を超えたものは三名で、労働に堪える青年を中心に選定されたことが窺われる。

入植の開始と入植農民の構造〔490〕

寛文一三年「一六七三」藩は入植方針を決定して通知してきた。「長尾家文書」⁽²²⁾によると前月に十村の申請したとおりだった。これを受けて入植が急速に進められた。

彼らは資力に応じて下人・馬・道具を準備して入植してきた。親や兄はもとの村に残って彼らの保障に立った。「同家文書」の山田野新聞請高人馬付帳には各家毎の請高や家族などが書き記され、他村から山田野へ入植した各組ごと全戸の構造が〈載せられている〉。新聞高は計一五七五石となる。

次に周辺の畠が新用水によって灌漑^{かんがい}され、いわゆる畠直高があった。山田新村一五〇石、千福新村六五石、金戸村二〇石など計四二五石であり、新聞と畠直し合計で山田野開発によって二〇〇〇石の草高が開かれた。

新村の創設〔496〕

入植農民は頭百姓に率いられ、平等の草高と馬を持ち、計画的・散在的に定着させられた。定着場所

(20) 長尾家文書

当式拾四日之御紙面拝上仕、奉得其意候。山田野新用水御普請之義当春雪遅ク消、近在開作三懸り、日用ニ不罷出候。不而者暮よりハ人足少分ニ御座候ゆへ、原川筋堤未手付……いつミ市右衛門他

寛文十三年二月二十九日
御改作御奉行様

(21) 長尾家文書

山田野江出百姓之覚

一、老人 年式拾五(略)

一、(以下四十八名省略)

右之者共相改書上申候。最前申上候ハ頭百姓老人ニ高五拾石宛、下百姓老人ニ高式拾五石宛開申様ニ可令仰付かと申上候。如何御覧申上候。以上。

寛文十三年二月二十九日

いつミ市右衛門他
御改作御奉行様

(22) 長尾家文書

山田野新聞江筋懸樋以下出来万一遅ク候共、当作手……

一、出百姓之儀十村書出し帳面之内幼少成者又ハ不儲成者指除別紙帳面指越見届候。……

一、(以下省略)

寛文十三年三月二日

いつミ市右衛門他

園田左七他五名連署

公平化のため、各組ごとにくじ引きによって決定されたことが「同家文書」に残る。

定着が完了すると、山田新村の他に、細木新・大窪新・天池新・縄蔵新など六村が新たに立てられ、刺激を受けてこれより上手に二・三の新開が進められた。延宝二年「一六七四」原川から引水して大西新村が開かれ、同用水を延長して経塚野新・国広新村などが開かれた。

新田の経営〔497〕

寛文十三年「一六七三」春に入植した農民の模様は、「長尾家文書」にある。住居や環境整備のいともなく植付け準備に従事したが、新開田は予想以上の水を要したため請高全部に水を当てられず、畠直しの水田化と植付けに留まった。

農民の苦労は、新用水が不安定なことにもあった。「同家文書」に開墾翌年の延宝二年「一六七四」の損害報告がある。また年次不明七月の洪水被害による改作奉行の修繕通知書がある。このような災害激発が、まだ生活の安定していない入植農民に不安を与えた。

この新田開発は藩直営だったので、災害復旧に要する人足資材は藩が支給した。「長尾家文書」には延宝二年「一六七四」及び同四年「一六七六」の用水修理についての奉行通知があった。

このように当初の山田新田経営は困難であったが、入植農民の開墾意欲は固く、延宝二年春、藩に山田新田の正式願を提出し、「同文書」に藩の許可状がある。最初二年間は無税、次の二年間は半減、五年目から本年貢とする許可条件である。

また、新田は土地がやせており、草刈場もないため肥料代がかさんだ。延宝三年十一月に藩が肥料代として九五石を貸し与え、数年間継続していることなどから、厳しい新田経営が窺える。

山田新田農民の変化〔502〕

山田野は新用水開鑿によって急速に変化した。従来からの二四戸に加え入植者七四戸、さらに新開・畠直しが続出して、放任してきた地域に利害関係が錯綜する複雑な様相を示した。

延宝三年「一六七五」の大西新村（僅か三戸）の分離独立など、地域の農民層に変化があらわれた。名義のみの入植農民に代わって入植したいとする願書が「長尾家文書」に残る。また、死亡農民の後家

(23) 長尾家文書
山田野六ヶ村に打わけ申くし取

一、壹番 山田新村南ノ方。……天神村忠兵衛

一、貳番 同村東ノ方。……小坂村 藤兵衛

一、三番 (以下省略)
右村わけ三月十八日ニ打渡し申候。

(24) 長尾家文書
乍恐申上候

一、山田野上品野新用水出来仕、一段能水上リ申二付而、開所之様子委細可申上旨御折紙之趣奉得其意候。而所共百姓中以之之外……(中略)

右之通御注進申上候。以上。

寛文十三年四月二十八日 市右衛門・加兵衛

御改作御奉行様

(25) 長尾家文書
乍恐申上候

一、八百八拾間程 大川口よりうつお川迄江筋之内落込申候。此坪百五拾坪程。

一、(以下省略)
右山田新田村新用水損シ所坪中勘図リ如此ニ御座候。此外……

泉村・彦三郎、大西村

延宝二年

御改作御奉行所

(26) 長尾家文書

右立野脇村彦兵衛土生新村右衛門子十兵衛以来百姓二成間敷候ハ吟味仕、入替百姓間立可申上旨去暮御折紙拜上仕候。十兵衛義弥々以来百姓二続申者二て無御座候二付て……

御改作御奉行所

彦三郎・加兵衛

入の報告や、延宝四年の十村による懸作経営の請状などがある。

新田開発の進捗〔504〕

山田新田は農民の努力と藩の後援で、延宝三年「一六七五」には千数百石が開発され、初めて年貢米を納めることになった。「長尾家文書」によると草高一二七三石、年貢米九十九石を納めるまでに成長した。延宝六年「一六七八」には藩の検地による草高（新開・畠直計）は二四〇〇石を超えた。

この後も新開は継続されたが、用水不足から畠地開きが多かった。「同家文書」に天和二年「一六八二」に山田新田七か村が六五石の畠新開を願ひ出た文書がある。同年三月に改作奉行から許可された。

新用水の管理〔506〕

この山田新田の根幹である新用水は、利害関係村も多いので円滑な管理運営は困難であった。

「長尾家文書」によると、用水管理のために井肝煎（いきまいり）を選出し、後には山田新田一〇村の肝煎のうち二人を選んで常時管理に当たった。明和六年「一七六九」井郷という組織を構成し、共通の利益擁護（ようご）に努めていたことも「同家文書」にある。

「同家文書」に文化一〇年「一八一三」この井郷は用水の公平分配について決定し、同一三年の定書（さだめがき）がある。配水権は井肝煎（いきまいり）が掌握し、盗水を厳重に防止するため見合札（みあひふだ）を発行し、夏季には水番を置いた。また、井肝煎の給米などで村々の負担は大きかったが、一〇か村はこの用水を通じて緊密に結ばれていた。

宝暦の水争い〔509〕

宝暦一二年「一七六二」五月、小矢部川懸りの千福堤の水をめぐって山田新田用水と原川用水（野田・金戸村の間）で水争いが発生した。井肝煎が分水口の分水板への不法行為を列記して、十村に訴えたものが「伊東家文書」（福光町）宝暦一三年一月のものにある。しかし容易に解決しなかったようだ。

寛政元年「一七八九」になり、金戸村と山田新村が交渉して前々どおり公平に水を分配するよう和順（わじゆん）した。「福光町山田出張所文書」に翌寛政二年の和順定書（さだめがき）がある。

〔27〕長尾家文書

山田新田五ヶ村延宝三年分御納所仕高物成
高式百五拾石八斗式升壹合 免九歩
一、式拾五石壹斗式合 繩藏新村
高式百五拾六石五斗壹升七合 免四歩
延宝三年

〔28〕長尾家文書

定書之事
一、御用之義二付、井肝煎中より寄合廻状有之節、廻限之通……

一、寄合二而相談相極候段、井肝煎廻状廻限過罷出候者彼是申立候共聞入申間敷候……

井肝煎・繩藏新村、大塚新村他
明和六年二月十二日

〔29〕長尾家文書

定書之事

一、用水減水之節、水番人前髪時之者出居、番所不埒二相成、縮方行届不申二付……

一、賊水致候者たとへ見付候而見逃し申躰も有之故、樋爪切普請所……

一、（以下省略）……

井肝煎山田新村肝煎他
文化十三年六月十一日

〔30〕伊東家文書

（前略）右千福堤水さばき之義、右申上候通人数を以、理不尽之仕形、迷惑至極二奉存候。是以後右之趣二御座候へハ、水……

井肝煎 繩藏新村・大塚新村

宝暦十三年一月

大西・和泉村十村殿

〔31〕福光町山田出張所文書

原川用水並山田新田小矢部川懸り千福堤、前々之通双方和順仕度旨奉願候所、御聞届被下、為後年定書之事

山田新田井肝煎・細木新村他

寛政元年十二月

田中村・三清村十村殿

五、宝暦七年の城端騒動

事件の概観〔512〕

宝暦七年「一七五七」一月二三日百姓一揆が勃発した。一〇〇〇人を超える農民が城端近辺に集まり、出丸の木戸を打ち壊して町に侵入し、五軒の米屋を打ち荒らした。

二〇〇三〇人が逮捕され、首謀者三名が死罪。一五人が禁牢（うち二人牢死）となった事件である。

一揆の原因〔512〕

一揆の直接原因は、この年「一七五七」の不作にある。数年来の天候不順に加えて、特に六・七月には豪雨が続き、川筋では水害を受けた。

不作の年は藩に見立てを願って、結果によっては年貢減免や貸米が行われる例であった。しかし、加賀藩全体で一二万九千九百九十九石の減額に過ぎず、農民たちは年貢による飯米不足、下層町民は米価の高騰に困窮した。

このような中で、⁽³²⁾「北市区有文書」（高瀬村）によると①不作が続くのは城端の米屋たちが米価つり上げの雨乞いをした、②洪水は夏に米屋たちが金くそ三升をまいたため、という評判が流れ、貧農や下層町民たちは城端の米屋を深く恨んだ。

一揆の経過〔513〕

この宝暦七年⁽³³⁾「一七五七」六月、城端近傍に何者かによって「大桑屋など五軒を打ち壊すべき」とする立札が立てられ、すでに不穏な空気が流れていた。一月二〇日ごろには「一揆に参加するように」との廻状が村々に流れた。三清村ではその一通が十村の知るところとなり、十村は二三日に農民を一人も在所外へ出さないよう命じている。

さて二三日、城端近辺に人々が集まり、夕方には一〇〇〇人を超えた。群集は出丸の木戸口を破って

(32) 北市区有文書
(前略) 何かはしらず累年雨も重く降り諸作
打続き悪敷世上豊かならず、人の心も忙しく
成り、中にも今年は正月二十八日彼岸なれど
も、寒返る事実に向うして、軒の水柱は三尺
に余り、風はけしく雪しきりに降り重也四尺
ばかり、通路の諸人途を失ひ命を捨る者も
所々……

(33)
大桑屋市左衛門・大桑屋豊右衛門・上田屋八
右衛門・才川屋十右衛門・古道屋仁兵衛メ五
人
宝暦七年六月

町に侵入し、五軒の米屋を次々に打ち壊した。「⁽³⁴⁾北市区有文書」は、その模様を記録している。一揆は米屋に対する打荒しを主眼としており、火災や盗人扱いを極度に恐れていた。

逮捕・拷問・処刑〔514〕

一揆の打ち壊しが進行中に奉行所の命^{めい}によって、町の口々は足輕によって固められ、当夜のうちに数十人が逮捕された。

翌二四日、金沢から二名が来町して取調べには竹杖で打ちのめすという拷問が行われた。調書には「死を覚悟しての企て」と自白したとある。結果、首謀者三名は一二月二七日にそれぞれの家の前で磔^{たっけい}に処せられ、謀議参加者一五人が禁牢となった。

一揆は北市村で発議されたが、十村の制止によって実際には参加できず、当日くり出した者は近辺の農民たちであった。

なお、被害者五軒の米屋は、二四日藩に拘留されて取調べを受けたが釈放され、一揆廻状の村々の役人たちは叱責^{しせき}程度で責任を免れた。

城端騒動の背景〔515〕

わずか一夜の騒動にも拘^{かか}わらず、二三人に及ぶ刑死者などの極刑は、藩がこの騒動に至った背景を重視したためであろう。

元禄六年〔一六九三〕の切高仕法^{きりだか}により農民の土地売買を公認した結果、商業資本繁栄と農民層が分離して有力地主と零細農民の両極分化した。特に宝暦五年〔一七五五〕から藩が発行した銀札^{ぎんふだ}は商品経済に混乱をもたらし、零細農民や下層町人の生活難は深刻であった。

このことは一揆に参加して処刑された農民の多くが、五石以下の貧農層の若者であったことを示す。

六、農民生活拾遺

村々の田地割〔517〕

(34) 北市区有文書
(前略) 夫より大桑屋市右衛門に取懸り、何れも火の用心縮り致置て、何れも膝より下へ手を卸すな、物失て盗人といわるな、(中略)に押かけて諸具皆々打こわし、中銭箱おつ取外へなげ出せば、外の者共戸さんしとみを引はなし、(後略)
宝暦七年

江戸時代、田地割は一般的に行われた。村ごとに理由を明記し、十村を通じて改作奉行に願い出た。

例えば「北野区有文書」に、享和四年「一八〇四」川崩れによる耕作条件の激変を理由にした田地割があり、藩による許可の裏書が見られる。「同文書」の文化元年「一八〇四」北野の田地割定書によると、高数・百姓数とも多く、古くからの慣習が介在するため内容も複雑である。

簡明で合理的な新村の定書は、「伊東家文書」(福光町)の嘉永五年「一八五二」赤坂新村の田地割定書がある。また、「大鋸屋区有文書」による天保九年「一八三八」大鋸屋村の例がある。

かくして測量分配が完了すると、奉行に報告書を提出した。「大鋸屋区有文書」の安政五年「一八五八」惣歩合盛書上申帳を転載する。

農民の移住〔525〕

農民の嫁入・婿入など他村や城端町の者との縁組や移住の時は、その村の肝煎から相手先の役人あてに戸籍を移す手続きがあった。

「西明区有文書」の享和四年「一八〇四」養子縁組の例を、「林道区有文書」の安政六年「一八五九」嫁入りの例、「大鋸屋区有文書」の天保一三年「一八四二」百姓一家の町屋転出例など、それぞれ送り状が付けられている。

次に正規の手続きを経ないで村を出た場合は、捜査のうえ連れ戻し、不明の場合は失踪として届出した。「大鋸屋区有文書」の文久二年「一八六二」の覚書には、届を受けた村役人は、人別帳から削除して十村に届出た、とある。

宗門改〔528〕

宗門改めについて、「北野区有文書」から享保二十一年「一七三六」の例や、「同文書」年次不詳・前欠・後欠の例がある。

水争い〔530〕

山田川は水量が少なく、沿岸は谷々からの沁み水に依存していた。しかし蓑谷・北野・理休の三村は支流・池川から引いた用水で灌漑していた。この下流筋の広安村がこの三村と平等な水利用を企て、井

(35) 大鋸屋区有文書
大鋸屋村御田地割惣歩合盛書上申帳
砺波郡山田組大鋸屋村

草高
一、千七百七拾九石 免五ツ七歩
一、八千三百三拾歩 米三拾六石五斗八升五合

(中略)
右大鋸屋村御田地割仕候二付、老割ニテ田坪
惣歩並合盛書上………
大鋸屋村当分肝煎代り

安政五年五月

大西村 加伝次・得能覚兵衛殿

(36) 西明区有文書

(一) 送り状之事
一、老人歳式拾七 砺波郡西明村新六俵 権
之助
右今般当村百姓新六俵権之助申与者、其村伝
右衛門養子罷越申二付………
西明村肝煎 長八

享和四年正月

北野村肝煎 庄右衛門殿

(37) 大鋸屋区有文書

一、年五十壹 中男面鉢長ク色赤ク 大鋸屋
村領付百姓 五兵衛
年五十壹 中女面鉢丸ク色赤ク 同人妻すい
右之者共難渋二付、家売私方へ頼り村方日
雇稼等仕罷在候処、去十二月二十日家内引つ
連乞食ニ罷越………
大鋸屋村 八左衛門

文久二年二月

同村役人中

(38) 北野区有文書

享保二十年宗門御改之以後出来之もの共宗旨
相改書上申帳
一、浄土真宗 砺波郡粗谷村本敬寺 北野村
五兵衛妻はつ
此者禪宗砺波郡福野村忍光寺旦那………
北野村肝煎 四郎兵衛

享保二十一年三月十九日

三清村 与五郎殿

肝煎や井郷を利用して自村に有利な配水を得ようとした。

三村はこの企てに反対し、「北野区有文書」によると享保一三年「一七二八」従来どりの水利用を主張し願ひ出ている。広安村が数年に一度の干ばつ時の分水実績を根拠にして恒常化を企て、三村は水不足に苦しんでおり、例外を恒常化することに絶対反対を表明している。

木炭の搬出紛争〔532〕

砺波郡の樋瀬戸・畑中村は享保から五か山の山々を請け負って炭を焼いていた。炭の搬出には養谷・林道・細野・西明・北野村を通らねばならないことから紛争を続けた。

初見の史料は、「北野区有文書」の享保一七年「一七三二」樋瀬戸村からの嘆願書である。細野を通じて搬出できるように願ひ出た。これに反対して同年の「同文書」では、従来どおり細野越明神峠御林道の神聖を護りたいと主張している。さらに双方の主張が繰り返されている。

この時の争論は、十村の仲介により時期と場所を限って搬出させることで落着いた。しかし、「同文書」によれば元文二年「一七三七」に両者間の衝突がまた起こった。両者が十村に提出した嘆願書二通がある。

五か山材木の集荷〔539〕

五か山は煙硝や生糸とともに木材の産地だった。伐採された材木は庄川を流送して庄・金屋で陸揚げされ、一部は板に挽いてから金戸に集荷された。

文禄三年「一五九四」、藩主前田利家が五か山産材木の輸送や集荷について指定した「古文書」(五か山)が伝えられる。これによると、藩の御用材二〇〇枚(板)を西赤尾の農民の責任で金戸まで輸送された。

(39) 北野区有文書

養谷村理休村北野村百姓共御断申上候
一、(前略) 此儀難心得奉存候。山田川之儀
者庄川小矢部川とハ違、少キ谷水故……
一、私共三ヶ村之儀者、山田川井郷二而ハ無
御座、池川懸り二而御座候。然共池川少々之
谷水二而……
享保十三年

(40) 北野区有文書

書付を以御断申上候
一、私共在所今年五ヶ山荒山村持山ヲ請炭
焼、先月二十八日より細野道通つき出シ……
細野村之者共罷出切落申二付、色々(以下
略)

享保十七年八月

大西村 加兵衛殿

樋瀬戸村肝煎

(41) 五か山古文書

一、山中よりなかし下材木事。庄かなやの在所へあけ置くさるやうに能ふたをさせ可置候。用次第に可取寄事。
一、れう木式百枚の事は、西あかをの百姓としてかねとまで可付事。以上。

文禄三年六月二十二日

有賀家 小林弥六左衛門との

としいへ